

## 産業廃棄物処分業許可証

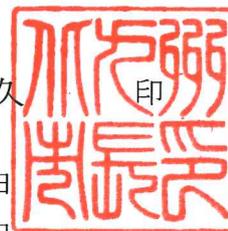
住 所 北九州市八幡西区黒崎三丁目8番18号

氏 名 株式会社 松尾環境

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 角 武志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久



許 可 の 年 月 日 令和 7年 5月 14日  
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 12年 5月 13日

### 1 事業の範囲

#### 事業の区分

中間処理業（焼却、加熱）

#### 産業廃棄物の種類

焼却 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、  
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず  
以上10種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

加熱 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）  
以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）  
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

### 2 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

### 3 許可の条件

なし

### 4 許可の更新又は変更の状況

令和 7年 5月 14日 新規許可

### 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

## 2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 : 焼却施設  
 産業廃棄物の種類 : 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、  
 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず  
 以上10種類  
 設置場所 : 北九州市若松区響町一丁目62番41  
 設置年月日 : 令和7年2月26日  
 処理能力 :

汚泥	1日あたり	42.7立方メートル(24時間)
廃油	1日あたり	1.2立方メートル(24時間)
廃酸	1日あたり	1.2立方メートル(24時間)
廃アルカリ	1日あたり	1.2立方メートル(24時間)
廃プラスチック類	1日あたり	33.8トン(24時間)
紙くず	1日あたり	47.0トン(24時間)
木くず	1日あたり	47.0トン(24時間)
繊維くず	1日あたり	47.0トン(24時間)
動植物性残さ	1日あたり	47.0トン(24時間)
ゴムくず	1日あたり	38.8トン(24時間)

許可年月日 : 令和5年12月28日  
 許可番号 : 第624-1号、第624-2号、第624-3号、第624-4号

施設の種類 : 加熱施設  
 産業廃棄物の種類 : 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
 以上2種類  
 設置場所 : 北九州市若松区響町一丁目62番41  
 設置年月日 : 令和7年5月14日  
 処理能力 :

金属くず	1日あたり	0.20トン(24時間)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1日あたり	0.20トン(24時間)

